

一定規模以上の土地の形質の変更の届出（法第4条第1項）について

一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、事前に県健康福祉センター（環境保健所）又は下関市については下関市長への届出が必要となります。

※下関市における手続きは、下関市環境政策課へお問い合わせください。

■ 届出の対象となる土地の形質の変更

- ① 現に有害物質使用特定施設を有する工場等の敷地であって、面積が900㎡以上のもの
- ② ①以外の土地の形質の変更であって、面積が3,000㎡以上のもの

注意点

土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般。いわゆる掘削と盛土の別を問わない。

面積の算定：土地の形質の変更面積を合計（全て盛土の場合は届出対象外）

【届出の対象とならない行為】

1 次のすべてに該当する場合（2～5を除く。）

- ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
- ② 形質の変更に伴い土壌の飛散・流出が生じない。
- ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が50cm未満である。

2 農業を営むために通常行われる行為で、土壌の搬出を行わない場合

注意点

通常行われる行為：農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等をいう。

※「土地改良法」に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは届出の対象とする。

3 林業の用に供する林業路網の整備で、土壌の搬出を行わない場合

注意点

一般の道路、林道、農道等の整備は届出の対象となる。

4 形質の変更が鉱山関係の土地で行われる場合

5 非常災害のために必要な応急措置として行われる場合

■ 届出について

1 届出者について

土地の形質の変更をしようとする者

注意点

変更をしようとする者：土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者

- ・土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では、開発業者
- ・工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者

2 届出書類

(1) 届出様式：「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」【様式第六】

(2) 添付書類：

ア 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

注意点

平面図：A3又はA4サイズとし、以下の要件を満たすもの

○周辺図（地図上で形質変更を行う位置がわかるもの）

○計画図（土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分を色分け等により区別して表示したもの及び地番を明示したもの）

○（該当がある場合のみ）有害物質使用特定施設の設置場所を明示した図

立面図及び断面図：形質変更の深さがわかるもの

イ 届出者が形質の変更をしようとする土地の所有者等でない場合

登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

※なお、当該届出や法第4条第3項の命令が発出される可能性について、届出者から土地の所有者等に対して十分な説明を行ってください。

ウ 形質変更に係る土地の履歴調書、土壤汚染状況調査を実施している場合はその結果（任意）

(3) 提出部数：2部

3 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

注意点

着手する日：土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まない。

4 提出先

土地の所在地を管轄する県健康福祉センター（環境保健所）

注意点

工事区域が複数の県健康福祉センター（環境保健所）にまたがる場合は、主たる工事区域を管轄する県健康福祉センター（環境保健所）に提出すること

5 その他

- 届出された土地について、汚染のおそれがあると認めるとき、土地の所有者等に対し、土地の汚染状況を調査し、その結果を報告することを命ずる場合があります。（※法第4条第3項）
- 命令を受けた土地の所有者等は、環境大臣等の指定を受けた指定調査機関に土壤汚染状況調査を依頼する必要があります。（通常の調査は、調査結果の報告まで120日程度が目安）
- 土壤汚染状況調査の結果を報告するまでの間は、土地の形質の変更は行わないでください。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法 第3条第7項 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
第4条第1項
のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項の 規定による土地の 形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

6 届出様式等ダウンロード

以下のURL（山口県環境政策課）から取得できます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/20526.html>

7 提出先

管轄市町	提 出 先			
	県健康福祉センター (環境保健所)	担当課	住 所	電 話
岩国市 和木町	岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	生活環境課	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1	(0827) 29-1528
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	生活環境課	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3	(0820) 22-3631
下松市 光市 周南市	周南健康福祉センター (周南環境保健所)	生活環境課	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	(0834) 33-6428
山口市 防府市	山口健康福祉センター (山口環境保健所)	生活環境課	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1	(083) 934-2536
宇部市 美祢市 山陽小野田市	宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	生活環境課	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50	(0836) 39-9864
長門市	長門健康福祉センター (長門環境保健所)	生活環境課	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	(0837) 27-0793
萩市 阿武町	萩健康福祉センター (萩環境保健所)	生活環境課	〒758-0041 萩市江向川添沖田 531-1	(0838) 25-2663

下関市内の形質変更の手続き窓口

下関市	下関市	環境政策課	〒751-0847 下関市古屋町 1-18-1	(083) 252-7151
-----	-----	-------	----------------------------	-------------------